慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	古田精司君学位授与報告
Sub Title	
Author	古田, 精司
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1974
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.67, No.4 (1974. 4) ,p.226(74)- 230(78)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	学位授与報告
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19740401-0074

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

要因を導入し，応募方程式を次のように拡大する。

$$\log n_j^i = C_0 + C_1(W_j^p/W_i) + C_2A_j + C_3N_j^i + u$$

この計測の結果，距離効果 N_j^i の影響が無視し難い大きさをもつことを統計的に導出する。

第4章は，労働移動の社会的要因として，出稼慣習，募集地盤等をとり，その計測が行なわれるが，データの信頼性の問題もあって，相関係数は必ずしも有意でない。

第5章は，中部各県に問題を絞って労働移動性函数を導出しようとしている。

以上が研究の概略であるが，計測結果の含意は多岐にわたっている。その中興味深い帰結は，(イ)当時の製糸業の急速な衰退と，紡績業の顕著な発展の進行中という時期を反映して紡績労働移動に対する製糸労働の減少の影響という，産業構成の変化に基づく需要側の要因が統計的に検出されたこと，(ロ)既成の労働移動理論――「賃金格差説」と「就業機会説」――に対して，経験的分析の帰結からは，両理論仮説が必ずしも対立仮説として成立するものではないこと，等の論旨が展開される。

しかし，本書を通じての論点の中心は，あくまで応募方程式を基礎にする定量的接近が，労働移動に対する経済的要因の作用を受けること，換言すれば，通説において，労働移動の非合理的・慣習的側面が強調されてきたのに対し，経済的要因に基づく供給主体の合理的行為の結果が計測されること，そしてその限りにおいて，得られた結論の一般的普遍性が失われていないことを強調した点にあると考えられる。同時に，経済学的要因の明確な摘出が，移動障害要因としての距離効果の検出につながり，最初に述べた経済学的接近と社会学的・心理学的接近の両者の定量的分析における綜合という試みに成功したものと判断し得る。著者の指摘する如く，利用可能な資料が，昭和戦前期，繊維労働移動に限られていること，地域区分が行政的府県別区分を基礎としていること等に問題は残るが，労働移動のデータを理論の要請に基づいて，ほぼ完璧に整理し，単なる case-study の域を超えて綜合的かつ経済的並びに社会的要因分析に基づく，計量経済学的接近を試みた点において，学位請求論文にふさわしい研究成果をもたらしたものと認める。

論文審査担当者　主　査　尾崎　巌
　　副　査　鈴木　諒一
　　副　査　辻村江太郎

古田精司君学位授与報告

報告番号　甲第285号
学位の種類　経済学博士
授与の年月日　昭和45年9月18日
学位論文題名　「法人税帰着の実証分析」

内容の要旨

「法人税帰着の実証分析」論文要旨

古田　精司

1.　法人税転嫁分析における問題意識

財政学プロパーの領域――いわば財政学研究者である以上避けて通ることが許されない領域があるとすれば，その1つに租税転嫁および帰着分析を挙げることができよう。ミュルダールは「真に科学的立場に立つ財政論は原則論を論議すべきものではなく，帰着論を考究すべきものである」とし，「財政学は実践的に適用しうる研究方法をつくるべきものであって，通俗形而上学の領域を追放すべきものなのである」と明快に指摘している。

この見地に立つとき，法人税転嫁分析を避けて財政学研究を推進することはもはや不可能となる。とりわけ日本財政研究者にとっては，法人税収入が国税収入の3割を占め，所得税とともに国税の過半を徴達している現状では，転嫁分析をつうずる法人税の性格規定があってはじめて法人税制と税体系のあり方を議論しうるといっても過言ではない。ここ数年来激しい論議が交わされた法人税廃止による法人利潤税導入の是非についても，また今後の論争が予想される国境税としての付加価値税導入の是非についても，本論文で到達した結論は不可欠の一論拠を提供できると信じたい。

しかし10年前に筆者がティンバーゲン教授の下で「財政計画経済論」というテーマに取り組み，The Theory of Fiscal Policy in Economic Planning と題する論文集をまとめた際，法人税転嫁分析は，法人税という1つの Fiscal Instrument を十全に理解する鍵とみなされていた。いわば純粋にアカデミックな観点から「法人税帰着の謎」The Enigma of Corporate Tax Incidence と呼ばれたテーマをとり上げたにすぎない。本論文において，筆者はその Enigma に一応の解決を与えることができた。この解決を拠点として，筆者は伝統的な財政政策論から寡占経済を前提とした公共経済学へと進むことが可能となり，後者に経済計画理論を統合することにより，本来のテーマである「財政計画経済論」へと進むことが可能となった。

2.　法人税の性格理解の現状

遠くはクールノーより現代にいたるまで，「法人税は転嫁しない」がゆえに直接税であるという学説が支配的であった。また，この学説にしたがい世界各国の租税分類において法人税はすべて直接税に含められている。わが国においても事情は同様である。

伝統的命題によれば，完全競争市場であれ，独占市場であれ，企業が法人税課税に対応して産出量なり価格を調整することは，賢明でないがゆえに税負担を短期的に転嫁することは不可能であるとされた。

しかし，この命題には幾つかの疑問が投げかけられていた。整理すれば次の5点である。

(1)　ロバートソンが示唆するように，法人税の課税標準に費用要素が含まれるならば価格調整による転嫁の可能性が存在する。

(2)　シャウプが指摘するように，管理価格型企業の利潤極大化は短期的目標でなく長期的目標であるがゆえに，ここにも転嫁の可能性が生ずる。

(3)　独占競争市場においては，法人税の増税は価格引上げのシグナルとして作用しうるから，ここにも転嫁の可能性がある。

(4)　賃金契約の団体交渉において，労働組合が all or nothing 契約を要求するならば，税負担が後転する可能性が生まれる。

(5)　さらに進んで，企業が平均費用による価格決定方法をとるならば，法人税は利潤マージンに含められ価格に上乗せされ転嫁する可能性が生まれる。

3.　Krzyzaniak-Musgrave モデルの先駆的意義

法人税は直接税であって転嫁しないとする伝統的命題に対しては，Lerner と Hendriksen のようにアメリカ製造業の利潤率が戦前・戦後にわたり法人税率の急激な引き上げにもかかわらず，安定的であるとの統計的例証からも攻撃が加えられた。けれども計量モデルにより実証的に転嫁説を樹立したのは，Krzyzaniak と Musgrave をもって嚆矢とする（主論文ではK-Mモデルによる分析と呼ぶ）。

K―Mにより開発された計量モデルによる法人税の短期的転嫁に関する実証分析の利点は，経済理論から導出された理論仮説から出発し，推測統計学の推定論と仮説検定論を応用して，理論仮説に数量的内容を与えることにより，仮説の現実的妥当性をテストしうるところにある。K―Mは平均費用価格形成原理を定式化し，粗収益率を従属変数とする重回帰単一方程式の独立変数の1つに法人税変数を導入し，その回帰係数により転嫁度の測定を可能ならしめた。K―Mは，このモデルによりアメリカ製造業および産業別・企業規模別に法人税転嫁の短期分析を試み，その結果100%を上回わるという高い転嫁度が検証された。

K―Mモデルをわが国の製造業および製紙・印刷・電力・鉄鋼・造船の諸産業に適用してみると，アメリカとほぼ同様の結果がえられた。しかし，わが国のケースで注目すべきは次の2点である。第1点はK―Mモデルに対する批判としてプレッシャー変数の欠除が挙げられているため，同変数として雇用率をわが国のケースでは導入された。だが，この修正によっても推定結果は，大きな影響を蒙っていないことが確認できた。第2点は産業別に増減税の転嫁度を推定してみると，わが国のケースでは，電力業のパーフォーマンスが優れており，増税の場合，税負担を消費者に転嫁しても減税の場合，その利益を消費者に還元していることが確認された。これら2点はK―M自身も未確認であるだけに，その重要性を強調したい。

4.　Kilpatrick モデルの適用と評価

現代経済の主要特質の1つに寡占市場の拡大化が挙げられ，また寡占市場の特質がかかって巨大企業の市場支配力に求められるとき，法人税転嫁の起動力を企業の市場支配力ないし独占力に求めることは，当然の着眼点といわねばならない。

K―モデルにおける転嫁分析の視角は，法人税の転嫁度が企業の独占力にすべて依存するから，独占力に恵まれた企業はそれだけ，より多く税負担の転嫁を果しうるとみるところにある。増税以前に企業がなんらかの理由により利潤極大化行動をとっていなかったとすれば，増税の衝撃により利潤極大化への誘因が与えられ，製品価格の引上げによる課税前利潤の増大が図られることになろう。そこで転嫁が生じていたとすれば，増税前後の産業利潤率は当該産業の独占力とプラスの相関をもっているはずである。この仮説を検証するため，K―モデルでは産業間の利潤率変動を規定する諸要因を独立変数としたクロスセクションによる多元回帰分析が試みられ，独立変数の1つとしての独占力（集中度）が利潤率変動に対し高度に有意であるとしている。ここから導出される結論は，法人税の短期的前転の仮説支持にほかならない。

K―モデルをわが国に適用してみると，アメリカの

推定値に近い結果がえられた。けれども推定値の信頼度はアメリカよりも劣っている。そこでK—モデルについて理論モデルの構築と回帰式推定過程の両面から再吟味を試みた結果，K—モデルについては一層の改善を必要とするとの結論に達した。

5. Gordon モデルの適用と評価

Gordon モデルでは，一方ではK—M モデルの分析帰結である過剰転嫁を批判する目的で，他方ではK—モデルの集中度を指標とする分析帰結である完全転嫁を批判する目的で構成され，その結果，アメリカ製造業では法人税の短期的前転はありえなかったという結論に到達している。

Gordon の分析手法は，K—M モデルと同様に従属変数として法人収益率および分配率をとった戦前・戦後の時系列回帰式を組むが，しかしK—Mモデルとは異なり，モデル内の独立変数は，平均費用価格形成を実施する企業のありうべき利潤決定行動式から論理的に導出されるところに特色がある。標本期間も対象産業数もK—Mよりも拡張されているのみならず，回帰式推定法もK—Mとは異なり，非線型方式をとっている。

G—モデルをわが国製造業に適用した結果は，アメリカ製造業についてえられたごとき良好な推定値をもたらさなかった。したがって，G—モデルで導入された各独立変数は，すべてわが国製造業の転嫁行動型の説明には適切とはいえないと結論できる。しかしG—モデル自体は，転嫁理論仮説が明示され，また回帰分析手法の論理性からもK—Mモデルに優っていると判定できよう。

6. 試論モデルによる転嫁分析

アメリカで開発された転嫁モデルは次第に洗練化され新しい情報をもたらしたが，未だ満足しうる帰結がえられたとは考えられない。

この試論においては，これまでの法人税転嫁計量モデルの貢献を考慮に入れ，新たに市場構造別・長期時系列モデルを組み，その上でわが国法人税の帰着テストを試みることにした。モデルの特徴は「市場構造別」と呼ばれるように，競争産業・寡占産業の異同を明確に転嫁分析において考慮すること，および「長期時系列」的にK—MおよびG—モデルのごとく戦前・戦後に亘る法人税率の変遷が税負担の帰着にいかなる効果をおよぼしたかを検討することにある。

推定結果によると，製紙業のごときカルテル価格型産業では転嫁度は20%に達しないが，ガラス業のごとき管理価格型産業では転嫁度は50%にも達し，鉄鋼およびセメント業ではそれらの中間の転嫁度を示している。各産業の価格支配力に基づくパターンからみて，これらの推定結果は転嫁の経済理論的仮説と照合せしるめと，その間に論理的斉合性が保たれていることがみいだせる。

筆者は試論モデルの推定結果が「法人税帰着の謎」のすべてを解明したとは考えていない。しかしその謎の解明が一歩一歩前進し，伝統的命題である非転嫁説が棄却される運命にあることは確言できよう。

論文審査の要旨

主論文「法人税帰着の実証分析」は，これまで行われた法人税の転嫁・非転嫁論の各種実証分析を，わが国の統計資料に拠って実証をし，すすんで著者の積極的展開に及ぶ内容のものである。

法人税の転嫁論は，これを利潤最大化の企業行動原理と結ぶ完全競争市場，あるいは完全独占市場の静態理論モデルの上で論じるとき，答はノーであらねばならないというのが，正統的な見解である。もし法人税が転嫁の可能性ありとするならば，それは第一に利潤最大化という企業行動仮説に替わる仮説を導入するという問題にかかわる。たとえば売上高最大化という行動仮説をも検討してみなければならない。また，企業者の行動基準に長期利潤と短期利潤とを設定するとともに，企業者がこれらに付与するウエイトも考慮することも一考に値いしよう。

第二に，市場を完全競争と完全独占という両極の中間に位置する，さまざまな寡占型態として考察しなければならない。この場合，第一の問題と関連して，企業が積極的に利潤を最大化しない行動に，なんらかの現実的な理由付けが必要となる場合がある。

第三に，以上のような問題点は，そもそも「転嫁」とはなにかという根本問題への反省につながる。転嫁はしばしば一市場の部分均衡分析によって理論的解明がなされてきたが，上記のように企業行動仮説に新しい仮説を導入したり，さまざまな寡占市場を考察の対象とするならば，それは税をだれが負担するかという従来の転嫁論の問題意識は稀薄化し，ただ法人税が価格に影響を及ぼすかという，価格形成のメカニズムの問題に焦点が移行するからである。

この最後の問題に焦点を移すならば，それが実証分析にかかわる問題であると同時に，従来の価格の実証分析の結果から見ても，いかに困難な作業であるかが

自ら判明するはずである。この困難にあえて挑戦することが，本書の主目標であり，これに関するわが国最初の実証分析として，本書はきわめてユニークな地位を占めるものである。

法人税が現実に転嫁したのかどうかを，統計資料から直接読み取ることができないことが，最初の困難である。たとえば，アメリカの長期時系列データについてみれば，一方で法人税率のいちじるしい上昇傾向に対し，他方資本の税引利潤率はほぼ一定である。したがって，法人税は転嫁されたという判定も成立つ。しかし，おなじ長期時系列データでも，企業総所得に対する税込利潤率もまたほぼ一定であるから，このデータからは法人税は転嫁しなかったという判定を下だすこともできる。しかし，本書も述べているように，もし税率の上昇が資本係数の低下とパラレルならば，2つの指標の長期一定性は両立しうることになる。この2つの指標を結ぶ恒等式をかんがえるならば，2つの指標の長期一定性を認めることは，実は資本係数が税率の上昇によって比例的に低下しなければならぬことを意味する。もしそれが現実に確認できないとしたら，2つの指標の一定性自体が疑われねばならない。いずれにせよ，この指標のみから転嫁・非転嫁を判定することは困難である。

それでは，転嫁現象を直接計測することはどうであろうか。その方法の第一は，過去の時系列データから，税込利潤形成のモデルの中での説明変数としての法人税の有効性を検討することである。この場合，税込利潤が増せば法人税収もふえるのであるから，法人税が説明変数であるための独自の工夫が擬らさねばならない。

方法の第二は，法人税転嫁が企業の市場価格支配力に依存するということに着目し，課税後利潤率の上昇度合をもって転嫁の尺度とし，これと集中度とを相関させるもので，いわばクロス・セクション分析である。

この2方法についての実証分析が本書の目的なのである。これらの方法のいずれによるにせよ，転嫁現象の説明モデルはいまだ確立したものとはいえないが，今日までのこの種実証分析はその発展にきわめて大きな貢献をしているといえよう。

さて本書第1章は，法人税転嫁問題の理論的側面を経験データの側面とを展望し，上述のような問題点を指摘している。

第2章は時系列データによるマスグレイヴ・クルジザニアックのモデル(K—Mモデル)を扱う。本書はK—Mモデルをわが国の諸産業に適用したものである。推定結果はかならずしも満足すべきものではないが，ひとつには，それはデータの不足によるものともいえよう。分析は自己資本ベース，総資本ベースについて，製造業・電力業・造船業等7産業を選んで行われている。

第3章はキルパトリックのモデル（Kモデル）をとり上げる。これは前述のクロス・セクションモデルである。ここでもわが国における推定結果はかならずしも良好なものではない。クロス・セクション分析の困難さもさることながら，ここでは転嫁度の指標の作成法をとらえて，むしろモデル自身に筆者の批判の目が向けられている。

第4章はゴードンのモデル（Gモデル）である。これはK—Mモデルに拠りながら，モデル内の独立変数をマーカップ方式による利潤決定行動式から選ぶところに特色がある。ここでも非線型推計という困難な方式をあえて適用しながら，わが国についての実証分析がおこなわれている。推計結果はこれまた満足すべきものとはいえないが，アメリカの結果とは対照的に，わが国製造業についてほぼ完全転嫁の結果を示していることは，こんごの推計方法のいっそうの検討の上でも，注目に値いしよう。

第5章は試論モデルと称して，筆者独自の推計方法を開拓している。すなわちそれは，市場構造の相異を明示的に導入した長期時系列モデルである。分析の対象は，セメント・鉄鋼・製紙・板ガラスの4産業であり，観測期間はセメント以外は戦後のみである。

結果はこれまでのに比べれば良好であり，産業間の性質の差がかなり良く現われている。その差によって，転嫁度は11%から50%に及んでいる。

以上を通じて，筆者はアメリカで行われた実証分析を克明に追い，これを日本に適用し，最後に独自の試論を提出したことがわかる。この種の実証分析の展望も，これまで十分にはわが国で紹介されていなかったのみならず，直接わが国のデータを用いて分析がなされたこともほとんど無かったのである。したがって，本書はユニークかつ画期的な試みであるといえよう。もちろん，推定方法とその結果がこれをもって満足すべきものということはできず，筆者も述べるように，この種分析は漸く新局面を迎えたにすぎないのである。しかし，その上で，本書がこれからの問題の展開の貴重な礎石をきづくものであることはまちがいない。

副論文「わが国の企業および地方税制」は，法人税

制を企業活動に及ぼす効果の観点から考察した4個の論文を含む。これらは主論文作成への準備段階を示すものであり，主論文の実証分析の背景にある，日本の法人税の企業負担の実状を明らかにしたものである。最後の「わが国の地方税制」は一種の補論であるが，企業課税を地方税制の面でとらえることの重要性が示唆されている。

以上に述べたところから，主・副論文を併わせて，これらが学位請求論文としての十分な資格をもつものであると判定する。

論文審査担当者　主　査　千種　義人
副　査　大熊　一郎
副　査　福岡　正夫

岡田泰男君学位授与報告

報告番号　甲第310号
学位の種類　経済学博士
授与の年月日　昭和46年3月31日
学位論文題名　「アメリカ公有地史の研究――ネブラスカ州ゲイジ郡――」

内容の要旨

「アメリカ公有地史の研究――ネブラスカ州ゲイジ郡――」論文要旨

岡田　泰男

本論文の目的は，アメリカ公有地政策が，土地所有及び土地利用形態に如何なる影響を与えたかを明らかにすることである。とくに各種の公有地法が，(1)民主化もしくは経済的平等化の効果を持っていたか否か，(2)経済発展を促進したか否かを，ネブラスカ州ゲイジ郡の場合について考察した。土地法の具体的運用過程及びそれが開拓農民に与えた影響を検討した結果，(1)ホームステッド法が開拓期のゲイジ郡の民主化と経済発展を推進したこと，(2)農科大学創設法は土地投機と不在土地所有を生み，民主化，経済発展の両面で悪影響を与えたことが，明らかになった。かかる事態は，アメリカの公有地政策が全体として首尾一貫したものでないこと，公有地制度が内的不調和を含むものであることをも明らかにしている。

論文審査の要旨

本論文「アメリカ公有地史の研究」は，アメリカ公有地制度史におけるホームステッド法の歴史的意義を，特にネブラスカ州ゲイジ郡を選び，他の土地法との絡みあいの中で考察したものである。

まず「序論」において，著者は，公有地制度の研究史をかえりみ，ホームステッド法（1862年）はターナー以来自営農民を広汎に創出したものとして評価されてきたが，1930年代に入ると，この楽観説は，P.W.ゲイツらにより大幅に修正され，ホームステッド法下に公有地制度は根本的に改革されなかったし，開拓農民による公有地の無償取得は困難であったとされるようになった，と指摘している。

第1章では，ネブラスカ州ゲイジ郡の地誌的概況を説明している。

第2章では，著者は，ホームステッド法下に取得された公有地面積は，農科大学証券によるそれにはるかに劣っていたとしている。多数の西部諸州・諸郡のなかから，とくにネブラスカ州ゲイジ郡が選ばれた理由は，第一に，ホームステッド農場第一号が取得された郡であり，第二に，大規模な土地投機業者・鉄道会社・州政府・外国人大地主による小作制およびインディアン保留地など，アメリカ西漸運動の歴史に登場するすべての役者が並存した郡であり，公有地処分をめぐるさまざまな問題が集中的にあらわれているからであり，第三に，コーネル大学留学当時の指導教授ゲイツ教授がその著 Frontier Landlords and Pioneer Tenants において，西部の大地主でゲイジ郡にも大量の土地を取得していたスカリー家について手がけていたが，ゲイジ郡を全体としては分析していなかった，という事情によるものである。著者はゲイジ郡全域ではなく，6つのタウンシップを分析対象として選んでいる。ホームステッド取得地の多いタウンシップ2つ，鉄道会社への付与地，州有地，農科大学証券取得地，インディアン保留地の多いタウンシップ夫々1つずつを選んで分析している。

第3章で著者は，開拓農民は主として川沿いの低地をホームステッド法・軍人土地証券および現金により取得したが，不在土地投機業者は農科大学証券によって大量の土地を台地に取得した，と指摘している。

第4章では著者は，ホームステッド法による公有地申請者はどの程度土地取得に成功したかを考察している。第一に，タウンシップによって地域差があるが，申請者の約60％が5年居住し開墾するという条件を満たして土地取得に成功した。その成功者のうち申請手続完了迄7年を要したものが最も多かったのは，課税免除と不在投機業者の負担になる道路，学校等公共施設の整備を狙ったためである。また彼らがホームステッド法による取得を転換購入にふりかえているのは，附加取得地あるいは複数のホームステッド又は両者を有する家族の転売と，転換購入後の転売による農業資金の獲得をめざしていたからである。

第二に，ホームステッド申請者の中には申請取消を申立てた者がかなりいた。そのかなりの部分（5郡の取消82件中54件）は権利抛棄であった。この権利抛棄地は，屢々短期間に不動産業者を介して転売され，権利抛棄者はこれにより農業資金を獲得した。権利抛棄とならんで，5ヵ年間の居住開墾の義務を果さず地方土地局の裁決により申請を取消したもの，および申請地に無断居住者が存在したので紛争を避けるため申請を取消したものもあった。

このようにゲイジ郡においては，農科大学証券による不在大規模取得が多く，ホームステッド法による取得は少なかった。申請取消地は転売されても，それは開拓農民の農場建設資金の獲得と経営の拡大のためであって，投機目的のものではなかった，と指摘している。

第5章では著者は，大土地所有の変遷を取扱っている。すなわちゲイジ郡の公有地の個人取得は，農場建設・小作制および土地投機の3つの型の複雑な絡みあいを示しているが，これを取得面積・取得者の居住地および所有期間について検討すると，小取得者の場合は土地投機が農場建設と結びつけられていたのに反し，大取得者の場合は，大農場建設・小作制樹立を目ざした少数の場合を除き，大部分土地投機を目ざしていた。

他方において州政府取得地は，鉄道建設援助のため付与された。ミドランド・パシフィック鉄道の建設はある程度まで行なわれたが，フイリー・タウンシップ所在の付与地は分割転売され，投機業者の手を転々として，10年以上経ってようやく農民の手に渡った。公立学校助成用地は当初売行きが悪かったが，1880年代に入ると一般地価の高騰により，売却が進み，代金完済前に転売可能であったため，小投機業者の手を転々とした。バーリントン鉄道に付与されたハイランド・タウンシップ所在公有地の場合は，ある程度の資金をもった開拓農民の手に売却された。

第6章において著者は，土地所有権の移動および所有権の安定性の確立過程を取扱っている。すなわち，タウンシップにより私有地の売買のあり方は異なっていたが，何れのタウンシップでも土地の売買がはげしく，第2次購入者以下も必ずしも安定した所有者とは限らなかった。そこで所有権が安定するまでの所有権移動回数を見て行くと，開拓農民が多い郡では私有化されてまもない初期には移動がはげしかったが，その後は安定して行く傾向があり，またホームステッド法による取得地の方が農科大学証券によるそれより安定していた。これに反し，大投機業者の取得地が多かった所では安定がおくれた，と指摘している。

第7章では著者は，公有地処分とその結果生じた土地所有形態が農業の発展にどのように影響を与えたかを究明している。まず第1節では，公有地処分に際して土地所有の不平等が著しかった所は次第に平等化し，平等だった所では大農場の発展と統合により所有の偏在傾向が生じた。また大土地所有者の性格も変化して行き，1900年頃には何れの場所でも類似した傾向が見られるようになった。とはいえ，公有地処分に当ってつくり出された大土地所有・不在所有の比重は永く影響をのこした，としている。次いで第2節では，ゲイジ郡の農場保有状況を取扱っている。すなわち，小作制の比重は，1870年から1885年にかけて増大する傾向を示し，不在所有者の多い郡ほど小作制の比重が高かった，としている。第3節では著者は，1870年と1885年について開拓の進展度を比較している。すなわち，農場総面積のタウンシップ全面積に対する比重も，さらに既墾地面積，農場資本および生産物価値も開拓の進展度を示している。開拓の進展は，農科大学証券による不在所有地あるいは州政府所有地として非生産的にねかされているか，ホームステッド農民により利用されるか，にかかっていた。1885年には不在大農場は減少し農場規模は縮小する傾向が見られたが，農場既墾地面積も，平均農場価値もエーカー当り農場価値も増大した。しかし，1885年にも，ホームステッド法と農科大学創設法とは農業発展に正反対の影響を与えていたということができる，としている。

第8章では著者は，各タウンシップ毎に農業発展と公有地制度との関連をかえりみて，前述の分析をもう一度確認している。第8章の末尾第7節では，著者は，農場抵当負債の分析を試みている。ここで著者は，伝統的見解に対する修正説をとりあげ逐一検討している。すなわち，修正説の第一論点，「農民の借金は生産的目的のためであり生活苦のためではない」に対して